

令和7年12月9日 改定版

富貴中 －学校生活のきまり－

はじめに

中学校は生徒が集団で生活を送り、学ぶ場です。

富貴中学校の校訓「ただしく つよく あたたかく」を目指して学ぶ気持ちをお互いが持つことが必要です。

生徒のみなさんが前向きな学校生活を送るために、そしてすべての人にとって過ごしやすい富貴中学校をつくるために「学校生活のきまり」を定めます。

1 欠席・遅刻・早退の連絡

(1) 保護者が、Home & School で連絡をする。または、保護者が直接学校に電話で連絡をする。

※アプリで連絡をする場合…8：05まで

※電話で連絡をする場合 …7：50～8：05

(2) 早退の申し出は、Home & School 又は生徒手帳の連絡欄に記入し、担任に提出してもよい。

2 服装規定

(1) 制服

・衣替え期間は設けず、気候と体調に応じて、各自の判断で冬服から合服や夏服、夏服から合服や冬服へ移行します。

制服			
	学生服	セーラー服	ブレザー
冬 服	<ul style="list-style-type: none">・標準型学生服・標準型ズボン・変形ズボンや、タック付きズボンは禁止。(事情がある場合は申し出る)・中学ボタン・ベルトは、黒、紺、茶系で無地のもの・白の半袖(長袖)カッターシャツ・白、黒、紺のポロシャツ(胸のワンポイントも可、式日も可)	<ul style="list-style-type: none">・紺の長袖セーラー服・紺えり(白線1本)、白三角スカーフ・ベルトはセーラー服の標準のもの・紺のひだスカート・スカート丈はひざがかかる程度にする。	<ul style="list-style-type: none">・武豊町指定ブレザー、スラックス、スカート、キュロット、ボタン(ネクタイ、リボンの着用は任意)・富貴中学校指定エンブレム・ベルトは黒、紺、茶系で無地のもの・白の半袖(長袖)カッターシャツ・白、黒、紺のポロシャツ(胸のワンポイントも可、式日も可)・スカート丈はひざがかかる程度にする。
夏 服 (合 服)	<ul style="list-style-type: none">・白の半袖(長袖)カッターシャツ・白、黒、紺のポロシャツ(胸のワンポイントも可、式日も可)・ズボン、ベルトについての規定は冬服と同じ	<ul style="list-style-type: none">・白の半袖(長袖)セーラー服・白、黒、紺のポロシャツ(胸のワンポイントも可、式日も可)・紺えり(白線1本)、紺三角スカーフ・スカート、ベルトについての規定は冬服と同じ	※ブレザーは気候に合わせて着脱する。

(2) 体育時の服装

- 夏季 ・半袖白Tシャツ（学校指定のもの）
・ハーフパンツ（学校指定のもの）
・スポーツキャップ（教科担当の指示による）
- 冬季 ・ジャージ（学校指定のもの）
・下に半袖白Tシャツ（学校指定のもの）
- 靴 ・白、黒、紺基調の運動靴
・体育館シューズは体育館専用学校指定靴（色は学年カラー）
- 水着 ・濃紺、黒系（ライン、金具のないもの、ワンポイント可）
・帽子の色は自由
・ラッシュガード使用可

学年カラー	色	レッド	グリーン	ブルー
学年		3年	2年	1年
入学年度		R5	R6	R7

(3) 防寒着

- ・コートなど（ロッカーで管理できるもの）
- ・ウインドブレーカー
- ・黒、紺色のカーディガン（セーラー服着用時上から着用する）
- ・制服の下に着るカーディガン、トレーナー白・黒・紺・茶・ベージュ・灰色などの色を基調とするものであること。ただし、記載の色の基準を満たしていれば、チェックやストライプなどの模様やスポーツブランドなどのワンポイントに他の色が含まれているものは可。
- ・シャツの上にセーターやベスト、カーディガンを着用して過ごすときは、紺色か黒色の無地のもの、もしくはジャージを着用する。
- ・靴下の代わりに黒・ベージュのタイツかレギンスを着用することができる。

(4) 防寒具

- ・手袋、ネックウォーマー、マフラーなどの防寒具の色の指定はしないが、金属やプラスチックなどのかたい装飾のない安全なものにする。

(5) 部活動時の服装

- ・体育時と同じ
- ・練習着、防寒着、手袋、専用シューズは顧問の判断により使用する。

(6) 通学時のかばん

- ・学校規定の2ウェイバッグ（主カバン）
- ・学校規定のサブバッグ

- ・キーホルダーやマスコット等は付けない。(お守り1つ程度は可)

(7) その他

- ・運動靴

白, 黒, 紺基調の運動靴(靴の中に記名する)

- ・上靴

白のバレーシューズを使用し, かかとに記名する。

- ・靴下

白, 黒, 紺, グレーの無地のもの。(ワンポイント可)

- ・名札

首掛け式ストラップ

- ・ベルト

黒, 紺, 茶系で無地のものを使う。

セーラー服のスカートに使用するベルトはセーラー服の標準のものを使う。

3 身なりと持ち物

(1) 頭髪等

◎学校生活にふさわしい髪型にする。

- ・パーマやアイロンなど, 髪の毛を加工しない。
- ・染色や脱色はしない。
- ・後ろ髪が襟にかかる場合は、黒、紺、茶系の飾りのないヘアゴムでしばる。
- ・前髪は目にかかる程度。髪をとめる場合は、銀, 黒, 紺のパッチンピンかアメリカピンを使用する。
- ・ヘアバンド, カチューシャは使用しない。
- ・整髪料は無香料のものにする。(束ねた髪をまとめるときのみ使用可)

(2) 持ち物

- ・学校での学習に必要なものは持つてこない。
- ・使い捨てカイロを使用しても良いが, ゴミは持ち帰る。
- ・汗拭きシートを使用しても良いが, 周囲に十分配慮し, 以下のルールを守る。
無香料のものを使い, 教室や廊下など人目につく場所では使用せず, ゴミは持ち帰る。
スプレータイプやローションタイプは使用しない。

(3) その他

- ・アクセサリーは着用しない。
- ・化粧はしない。
- ・熱中症予防のため, お茶に限らずスポーツドリンクでも可。
- ・熱中症予防のため, 必要に応じて日傘や, 首に巻く冷却タオルなどは使用可。ただし, 電動の扇風機は不可とする。

4 通 学

- ・定められた通学路および安全な道を通り、正門より安全に登下校する。
- ・徒歩通学が原則。許可された生徒は自転車を使用しての通学が可能。
自転車通学を許可された生徒は、本校の自転車通学規則を守って、安全に登下校する。
- ・家族による車での送迎は、学校のロータリーを利用する。
(けがをした場合や体調不良の送迎の場合は、体育館南の利用も可)

5 自転車通学

- (1) 自転車通学許可区域
 - ・富貴中より直線距離で2km以上の地域
- (2) 手続き
 - ・自転車通学許可願いを提出する。
 - ・許可が出たら、自転車通学登録シールをもらい、自転車の所定の位置に貼る。
- (3) 許可有効期限
 - ・4月（許可日）から翌年3月（末日）までの1年間
- (4) その他
 - ・本校の自転車通学規則を守ること。規則を守れない場合には、許可を取り消す場合がある。
 - ・自転車通学許可区域でなくても、身体的な理由や特別な配慮が必要な場合は、許可することがある。

〈自転車通学規則〉

〈自転車について〉

- ・自転車通学登録シールが貼ってある自転車を使用します。
- ・ベル、ライト、反射器、錠、荷台（荷ひもを使用）をつけます。
- ・防犯登録を行います。
- ・スタンドは両立てスタンドを使用します。
- ・装飾や変形など、安全性が保障できない自転車は使用できません。
- ・自転車保険に加入します。

〈自転車の乗り方について〉

- ・道路交通法規に従い安全に気をつけて乗ります。
- ・ヘルメットを着用します。
- ・主力バンは背負い、サブバッグはうしろの荷台にしばります。
- ・片手運転、手放し運転、二人乗りをしません。

- ・信号機のある交差点を右折するときは、2信号で進みます。
- ・日没後は、ライトをつけます。
- ・必要以上にサドルを高くしたり、ハンドルを下げたりしません。
- ・自転車の改造はしません。
- ・止まれの標識がある交差点や、狭い道から広い道に出るときは、一時停止・左右の安全確認をします。
- ・雨天の日は、カッパなどを使用します。傘をさしての運転はしません。

〈登下校等の注意事項〉

- ・登校時、正門東側の2本目の横断歩道もしくは正門南の東屋（あずまや）で自転車から降り、自転車を引いて自転車置き場まで移動します。
- ・自転車は、指定された場所に整とんして置きます。
- ・登下校途中、徒步通学の生徒に自転車を貸すことはしません。
- ・部活動の対外試合等で自転車を使用する場合も、この規則を守ります。

交 通 安 全

1 歩行者

- 歩道と車道の区別があるところは歩道を通る。
- 道路の右端を二列以内で歩く。
- 道いっぱいになって歩かない。

2 自転車の乗り方

- 道路の左端を一列になって通る。
- 左折、右折するときは必ず確認をする。
- 必ずヘルメットを着用する。
- 片手乗り、手放し運転、二人乗りは絶対にしない。
- 雨天時はカッパを着用する。

3 道路の横断

- 横断歩道を渡る。
- 信号機に従って横断する。
- 信号のないところは左右を確かめて横断する。
- 斜め横断はしない。

4 踏切の渡り方

- 左右をよく確認してから渡る。
- 自転車の場合は、必ず一旦停車して安全を確かめてから渡る。

5 その他

- バイク等の無免許運転は絶対にしない。

6 運用規定

この「生活のきまり」とは別に「生活のしおり」を定め、次のことを共通理解します。

- ・「生活のきまり」の具体的な運用
- ・学校生活のそれぞれの場面での過ごし方のルールやマナーなど意識すべきこと

7 改訂（見直し）

この「生活のきまり」の内容については「本当にこれでよいか」を常に考えることが大切です。

内容を変更した方が富貴中生のためになる、という場合には次のような手続きを経て改訂します。

① 生徒会、職員会議での検討

ア 生徒の発案による場合は、生徒議会で検討する。検討の過程で、全校生徒の意見を聴取する機会を必ず設ける。

イ 職員の発案による場合は、職員会議で検討する。

ウ いずれの場合も、多様な視野を得るために早い段階において生徒議会、職員会議で共通理解を図る。

② 校則改正会議での検討

エ 生徒代表、職員代表、保護者代表による校則改定委員会を開催する。委員会では修正や再検討の必要性について協議する。

オ 校則改定委員会の協議内容を踏まえ、校長の承認により改訂する。

富貴中 最終下校時刻

4月～9月 17：00

10月 16：45

11月～1月 16：30

2月～3月 17：00